

vol.54-08 (通算 617号)

2024年11月号

やどかり

2024年11月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川 562

TEL 048 - 686 - 0494

FAX 048 - 747 - 7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)

精神医療の人権軽視政策を問う

精神医療国家賠償請求訴訟

提訴から4年を迎えた精神医療国家賠償請求訴訟(以下、精神国賠)。10月1日の東京地裁における判決は、原告の請求を棄却するものでした。精神国賠が問うのは、長期入院により憲法の定める幸福追求権や法の下に平等に違反する状態が続いていたこと、そしてそれを是正する必要性を国が認識する機会がクラーク勧告以降幾度もあったにも関わらず、政策転換や実効的な退院措置をせず放置し続けた不作為が違法である、という点です。原告として立ち上がったのは、約40年にわたる精神科病院での長期入院経験のある伊藤時男さんです。判決文には、強制入院や精神科特例が隔離収容政策として機能し、それによって生み出された差別・偏見が長期入院を助長させたことや、長期入院による施設症(自発性が欠如した状態)に対する理解は示されませんでした。また、病状の影響により本人の判断能力が低下し、同意なくして入院が必要な場合があることを「公知の事実」とされ、長期入院は原告の症状によるものとされました。この内容は、精神疾患のある人たちが判断能力を欠くという誤った理解を広げかねず、看過できないことです。さらに、国連の障害者権利委員会による総括所見で強く批判されている日本の精神医療の抜本的な改革の必要性への言及もありませんでした。原告側はこの不当判決を不服として、高等裁判所へ控訴する方針です。

精神国賠は、ハンセン病訴訟や旧優生保護法訴訟と同様、国策による長期に渡る人権侵

害を問うものです。国の制度政策による「人権に対する根本的な軽視」*は水脈のように至る所に流れてつながり社会に根付いています。旧優生保護法訴訟の最高裁判所判決を受けて、内閣に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」が設置されましたが、精神医療制度による人権侵害に向き合わなければ、偏見や差別のない社会の実現は困難です。

「仕事しなきゃ退院できねえって思ってたから、だから退院を諦めた」*という伊藤さんは、東日本大震災による原発事故で入院先の精神病院が閉鎖され、転院後に主治医の判断で入院が不要とされ、退院することができました。伊藤さんは「社会的入院とか、施設症に陥っている人を、1人でもなくしたい」*との思いで、この訴訟に臨んでいます。

私たちの身近にも、精神医療の制度政策に翻弄された人たちがいます。精神科病院での虐待や暴行事件、COVID-19感染拡大時の精神科病院における大規模クラスターなどから、日頃より十分なケアができる環境、人的配置がないことは明らかです。これこそ「公知の事実」とされるべき問題です。

この訴訟はやどかりの里が掲げる「精神医療の課題」そのものです。1人1人が自分事として関心を寄せ、国の精神医療制度の抜本的改革を目指して共に戦っていきましょう。

(堤 若菜)

*『かごの鳥～奪われた40年の人生を懸けた精神医療国家賠償請求訴訟』(2024) やどかり出版 より引用。